

第3回泉南市自治基本条例検討委員会会議録

- 日時 平成23年6月27日(月)午後6時~8時
場所 泉南市役所 2階 大会議室
- ・出席委員 11名
 - ・事務局 政策推進課長、政策推進課課長代理、企画係長、企画係主任

村田委員長より本日の議題および進行について説明

(1) 泉南市の現状と課題の共有化「総合計画について」

<村田委員長>では、本日の第1議題について、事務局から説明してもらいたい。

- ・事務局が資料(書類番号1)を用いて説明を行う。

(2) 条項の検討方法について

<村田委員長>後で討議・質問の時間をとるので、続いて第2議題について事務局から話してもらいたい。

- ・事務局が今後の検討方法について案(書類番号4)を説明。

<村田委員長>条項の検討については、全体で討議することが本来望ましい。ただ、時間的な制約もあるから全体で討議する項目と、グループに分かれグループで検討を進めてもらった結果を全体で討議する項目に分けたい。私からの提案だが、なかなかイメージしづらい面もあると思うので、本日の議題3に上げている「前文」₁、「目的」₁、「基本理念・原則」の検討を事務局(案)の形でやってみたいと思う。グループ分けと各グループにどの項目をやってもらうかの委員長(案)を配るので、何か不都合があればいってほしい。

- ・委員を2グループに分け、それぞれの分担項目を記載した書類(委員長による案)を配布

< 委員 > 討議に入る前に事務局に尋ねたい。出席していない委員がおられるがどういうわけか。

< 事務局 > 本日電話でお話したところでは、体調が悪く、病院へ通院されていると聞いています。

< 委員 > それなら、メンバー変更や代理出席を考えるなど、何か手を打たねばならない。このまま進めることはできない。

< 村田委員長 > 今の話は当委員会の意見であるとして構わないか。

- ・ 異議出ず

< 村田委員長 > では、委員会の意見ということで、事務局で検討するようにしてもらいたい。

< 事務局 > わかりました。

< 村田委員長 > 先ほど説明した討議の進め方について、ほかに、何か質問はないか。

< 委員 > 何事もやってみないとわからない。

< 村田委員長 > それでは、これでやってみたい。やり方についてもう少し詳しく事務局より説明してもらいたい。

< 事務局 > 机を動かして2グループに分かれていただきます。白紙の紙とペンを配りますから、先ず「前文」について、ご自分の意見・イメージなど思いつくことを記入下さい。

(3) 条項の検討方法について「前文」「目的」「基本理念・原則」

< 村田委員長 > 何でも構わないので「前文」に盛り込みたい内容を紙1枚に1つ書いてもらいたい。時間があればそれをジャンル分けして前に張り出し全体の討議も行いたい。今から1時間で時間配分も考えて「前文」、「目的」、「基本理念・原則」と作業を進めて欲しい。

- ・グループに分かれて各委員が作業（委員が記入した紙は事務局がホワイトボードに張り出すとともに、ワープロにて出力し各委員に配布）

<村田委員長> こうして並べてみると「まちづくり」の表記もいろいろある。最近ひらがなでの表記が多いが、ひらがなで構わないか。

- ・ 異議出ず。

<村田委員長> それでは、ひらがなの「まちづくり」とする。前文について書き出されたものを見て意見・質問などあるか。

<委員> 「前文」のところで記載があったはずの「生涯学習」が抜け落ちてしまっている。「前文」、「理念」のどちらに入れるのがふさわしいのかはわからないが、「生涯学習」という言葉は入れてもらいたい。

<村田委員長> 森広委員はその言葉をどういう意味で使うのか。

<委員> 一生涯目的を持って何かに取り組む、それが生きがいになる。それで生き生きとした人生を送ることができる、という意味。

<村田委員長> 今日のところは「前文」のところに「生涯学習」を加えておくこととする。

<委員> 「青い海さくらの国」とあるが「さくら」より「梅」のほうがいいのではないか。

<委員> 何かの書物で、泉南市は意外にさくらの木が多くもっとアピールしては、と読んだことがあることから私が書いた。それと「泉州のまほろば」と書いたものが抜けている。

<村田委員長> それも加えておくこととする。

<委員> 私が書いたものに「ちぬの海」、「ちぬの国」というのがあるが、「ちぬ」とは中心地という意味を持っている。古代から泉州地域は有名な地であったということだ。また、「まほろば」というのは大和が代表されているがもともとは

「良いところ」という意味があるので引用した。

<委員>「ちぬ」というのは黒鯛のことだ。大阪湾で黒鯛が多くとれたことから「ちぬの海」といわれ、大阪湾に面した地域では、泉南市に限らず皆そういふ。樽井地域には茅渟神社もある。

<村田委員長> どのような意味・使われ方があるかというのはまた議論するとして、本日のところは、2つの見方・意味合いがあるとしておく。

さて、次に作業的なことになるが、「前文」の中にここで書かれていることを全てを書きこむことが良いのか、一部を書きこむことにするのか。どうするのか意見をもらいたい。

<委員> 全てを入れるのは難しいだろう。

<事務局> 似たような言葉をグルーピングするなどまとめたものを再度見ていただくようにします。今回の会議録と一緒にお渡しします。

<村田委員長> 次に「目的」に移りたい。

<委員> 私が書いたものについて順に説明をする。岸和田市の条例の「目的」の欄に「市民」とともに「事業者」があげられており注目すべきであると思い（岸和田市のことを）書いた。また、「簡潔に」と書いたのは簡潔に記載したほうが良いと思うので、その点から安城市、阪南市、伊賀市を見習うべきであるという意味で3市をあげた。

<委員> 私は「市民福祉の向上を目指す」を書いた。都市の自立というのは当然のことで、そこから踏み込んでどのようなまちを理想とするのか、それを「目的」にもってくるべきだと考えた。その点で岸和田市、流山市は踏み込んで記載されており、良いと感じた。

<村田委員長> 今日は意見として聞いておく。続いて「理念」のところで意見をもらいたい。

- ・ 各委員よりプリントしたものの誤字等の修正意見が出た

<村田委員長> 事務局でジャンル分けしてもらい、もう一度委員会で諮りたい。

議論をする必要もある。どこまで踏み込んで書いていくのか、これは「目的」、「理念」にかかわってくる。議論をしてこの委員会の答えを出していきたい。近いうちに議論の時間をとるということを今日は確認しておく。本で行った全体について意見等はないか。

<委員> 本日のものに次回追加を入れても構わないか。

<村田委員長> 構わない。毎回、振り返り、確認しつつ進めていきたい。事務局は資料の作成をしてもらいたい。

<事務局> 了解。それと阪南市を訪ねる件ですが、先方に聞いたところ現在、自治基本条例の策定を終え、条例の推進委員会が設置されているようです。その委員の中に策定委員会の委員であった方も含まれており、現在、お話を伺うことについて意向確認をお願いしています。また、決まり次第ご報告します。

<村田委員長> 先ほど、委員から岸和田市条例の「事業者」についての言及があった。私が勤める大学と岸和田市は協定を結んでいて、私は岸和田市の総合計画策定の市民会議アドバイザーとしてかかわり、その中で、岸和田市の自治基本条例づくりの経験に学んだ。岸和田市は、自治の主体についての議論のなかで、「市民」とともに「事業者」も主体、との結論に至り、自治基本条例のなかで「事業者」が盛り込まれている。ほかに、何かあるだろうか。

<委員> 私は今、他の条例の策定にもかかわっている。それらの条例とここで作ろうとしている条例は別なのか。

<事務局> 現在、教育委員会などで個別の条例策定の作業を進めておりますが、自治基本条例はそれらの条例を総括するような条例です。

<委員> 条例の上の憲法を作ることになる。

<村田委員長> 位置づけは市の最高法規になるものだ。個別条例のなかみに踏み込むこともできるが、最高法規として、あまり個別のものに引っ張られることも良くないだろう。バランスが大切だ。それも議論していきたい。

<委員> 抑えておくべきポイントはあるだろう。しかし、細かなところへまで突っ込みすぎるのは(市の)憲法らしくない。堂々とあるべきだ。

<委員> そういう意味で先ほどの「簡潔」が必要だ。

<村田委員長> 第3回の委員会も各委員から様々な意見を出してもらい終えることができた。最後に次回のスケジュールについて話したい。次回は7月に行うが、8月か9月にまとまった時間を使って議論をしたいと思う。各委員の都合はどうだろうか。

- ・ 各委員から開催日についての意見が出て、次回は7月25日(月)午後6時から開催、次々回は8月11日(木)午後6時から開催、そして9月3日(土)は午後1時から午後5時に行うことが決まった

<村田委員長> それでは、これで終了とする。

<事務局> ありがとうございました。